

昭和二十五年農林省令第六十四号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）
を実施するため及び同法に基き、肥料取締法施行
規則を次のように定める。

（原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料）

第一条 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第三条第一項第二号の農林水産省令で定める普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）は、次のとおりとする。

- 一 菌体りん酸肥料
- 二 魚廃物加工肥料
- 三 乾燥菌体肥料
- 四 副産動物質肥料
- 五 菌体肥料
- 六 副産肥料
- 七 液状肥料
- 八 吸着複合肥料
- 九 家庭園芸用複合肥料
- 十 化成肥料

（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）
第一条の二 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。

- 一 汚泥肥料
- 二 水産副産物発酵肥料
- 三 硫黄及びその化合物

（指定混合肥料）
第一条の三 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）が原料として配合される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。

2 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）及び登録を受けた普通肥料（同項第三号に掲げるものに限り。）若しくは特殊肥料（法第二十二條第一項の規定による届出がされたもの）に限る。

以下この項及び次項において同じ。）又はその双方が原料として配合される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。

3 法第四条第二項第四号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）若しくは特殊肥料又はその双方に同条第二項第四号に規定する指定土壌改良資材が混入される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもので（家庭園芸用肥料にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。

（指定土壌改良資材）
第一条の四 法第四条第二項第四号の農林水産省令で定める土壌改良資材は、地力増進法施行令（昭和五十九年政令第二百九十九号）第一号及び第三号から第十号までに掲げる種類の土壌改良資材（同令に規定する基準に適合しないものを除き、かつ、同令第三号に掲げる種類の土壌改良資材にあつては、普通肥料に該当するものを除く。）とする。

（登録又は仮登録の申請書の様式）
第一条の五 法第六条第一項（法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。第五條第一項、第七條の二第一項及び第七條の三第一項において同じ。）の規定により提出する申請書の様式は、登録の申請にあつては別記様式第一号、仮登録の申請にあつては別記様式第二号によらなければならない。

（保証成分量の記載方法）
第二条 法第六条第一項第三号（法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により申請書に記載すべき保証成分量は、百分の一以上を保証する主成分に限るものとし、かつ、千分の一未満の表示をしてはならない。ただし、可溶性マンガンの、可溶性マンガ、水溶性マンガ、く溶性ほう素及び水溶性ほう素並びに家庭園芸用複合肥料の主成分については、この限りでない。

（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料）
第二条の二 法第六条第一項第六号（法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。

- 一 溶けけい酸りん肥
- 二 菌体りん酸肥料
- 三 乾燥菌体肥料
- 四 菌体肥料
- 五 副産肥料
- 六 溶成複合肥料
- 七 溶成けい酸質肥料
- 八 汚泥肥料
- 九 水産副産物発酵肥料
- 十 硫黄及びその化合物

（植物に対する害に関する栽培試験の成績）
第二条の三 法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 試験機関の名称及び所在地
- 二 試験担当者 の氏名
- 三 試験の目的
- 四 試験の設計
- イ 肥料又はその原料の供試肥料の種類及び名称並びに分析成績
- ロ 供試土壌の性状、沖積土又は洪積土の別
- ハ 供試作物の種類及び品種
- ニ 施用の設計
- ホ 試験区 の名称
- ヘ 栽培方法
- 五 管理の状況
- 六 試験結果
- イ 発芽調査成績
- ロ 生育調査成績
- ハ 異常症状
- ニ 収量調査成績
- 七 考察
- 八 当該試験機関の責任者の証明

2 前条第二項の規定は、前項の栽培試験の成績について準用する。

（申請書の記載事項）
第四条 法第六条第一項第十一号（法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料（第一条に定める普通肥料を除く。）であつて農林水産大臣が指定するものにあつては、生産工程の概要
- 二 第一条に定める普通肥料にあつては、使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格（次号及び第二十五條の二第二項において「原料規格」という。）への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要
- 三 第一条の二に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要
- 四 肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は別表第一号ホの撰取の防止に効果があると認められる材料を使用した

する指定配合肥料又は同項第四号に規定する指定化成肥料の場合にはその旨）及び名称並びに分析成績

- ロ ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の性状、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項
- ハ 供試作物の種類及び品種
- ニ 施用の設計
- ホ 試験区 の名称及び配置図
- ヘ 栽培方法
- 五 管理の状況
- 六 試験結果
- イ 発芽調査成績
- ロ 生育調査成績
- ハ 異常症状
- ニ 収量調査成績
- 七 考察
- 八 当該試験機関の責任者の証明

2 前条第二項の規定は、前項の栽培試験の成績について準用する。

（申請書の記載事項）
第四条 法第六条第一項第十一号（法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料（第一条に定める普通肥料を除く。）であつて農林水産大臣が指定するものにあつては、生産工程の概要
- 二 第一条に定める普通肥料にあつては、使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格（次号及び第二十五條の二第二項において「原料規格」という。）への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要
- 三 第一条の二に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要
- 四 肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は別表第一号ホの撰取の防止に効果があると認められる材料を使用した

普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称並びに使用量

五 公定規格の定めのない普通肥料にあつては、原料の使用割合並びに生産工程及びその工程における化学反応の概要

(見本の提出)
第五条 法第六条第一項の規定により提出すべき肥料の見本の量は、登録又は仮登録を受けようとする肥料一件ごとに五百グラム以上でなければならない。

2 前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所
二 肥料の種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)
三 含有主成分量及び有害成分の含有量(第一条の二に定める普通肥料にあつては、有害成分の含有量)

3 農林水産大臣は、第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であつて植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認められるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であつて栽培試験の必要があると認められるものについては、当該試験に必要最少量の見本の追加提出を命ずることがある。(申請書の経由)

第六条 法第六条第一項の規定により農林水産大臣に提出する申請書及び肥料の見本は独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由することができる。

2 法第三十三條の二第六項において準用する法第六條第一項の規定により農林水産大臣に提出する申請書及び肥料の見本は、国内管理人を経由しなければならない。

3 前項の規定により国内管理人を経由して農林水産大臣に提出する申請書及び肥料の見本は、センターを経由することができる。

(手数料の納付方法)
第七条 法第六條第二項及び第十二條第五項(これらの規定を法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による手数料は、収入印紙で納付しなければならない。

(登録の申請に係る調査)
第七條の二 法第七條第一項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による調査は、次に掲げる事項について、書面による調査又は法第六條第一項の規定により提出された肥料の見本の分析、鑑定及び試験により行う。

一 申請書の記載事項の適否に関する事項
二 主成分の含有量及び効果その他の品質に関する事項
三 名称の妥当性に関する事項
四 植物に対する有害性の有無に関する事項
2 センターは、法第八條第一項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記様式第二号の三により農林水産大臣に報告しなければならない。

(仮登録されている肥料の肥効試験)
第七條の四 法第九條第一項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による肥効試験は、申請書に記載された栽培試験の成績の信頼性に関する事項について、仮登録されている肥料の分析、鑑定及び試験により行う。

2 センターは、法第九條第一項の規定による肥効試験を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記様式第二号の四により農林水産大臣に報告しなければならない。

(登録証及び仮登録証の交付の経由)
第七條の五 法第十條(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。第十一條第六項において同じ。)の規定による登録証又は仮登録証の交付は、センターを経由して行うものとする。

(登録の有効期間が六年である普通肥料の種類)
第七條の六 法第十二條第一項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の農

事項について、書面による調査又は法第六條第一項の規定により提出された肥料の見本の分析、鑑定及び試験により行う。

一 申請書の記載事項の適否に関する事項
二 法第三條第一項に規定する公定規格との適合性に関する事項
三 名称の妥当性に関する事項
四 植物に対する有害性の有無に関する事項
2 センターは、法第七條第一項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記様式第二号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。

(仮登録の申請に係る調査)
第七條の三 法第八條第一項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による調査は、次に掲げる事項について、書面による調査又は法第六條第一項の規定により提出された肥料の見本の分析、鑑定及び試験により行う。

一 申請書の記載事項の適否に関する事項
二 主成分の含有量及び効果その他の品質に関する事項
三 名称の妥当性に関する事項
四 植物に対する有害性の有無に関する事項
2 センターは、法第八條第一項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記様式第二号の三により農林水産大臣に報告しなければならない。

(仮登録されている肥料の肥効試験)
第七條の四 法第九條第一項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による肥効試験は、申請書に記載された栽培試験の成績の信頼性に関する事項について、仮登録されている肥料の分析、鑑定及び試験により行う。

2 センターは、法第九條第一項の規定による肥効試験を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記様式第二号の四により農林水産大臣に報告しなければならない。

(登録証及び仮登録証の交付の経由)
第七條の五 法第十條(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。第十一條第六項において同じ。)の規定による登録証又は仮登録証の交付は、センターを経由して行うものとする。

(登録の有効期間が六年である普通肥料の種類)
第七條の六 法第十二條第一項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の農

林水産省令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。
一 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸アンモニウム、硝酸ソーダ、硝酸石灰、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、被覆窒素肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、及び混合窒素肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

二 過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん酸肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、熔成けい酸りん酸肥料、鋳さいりん酸肥料、加工鋳さいりん酸肥料、加工りん酸肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、及び混合りん酸肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

三 硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料及び混合加里肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

四 魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カボック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、

食品残さ加工肥料、副産動物質肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、並びに混合有機質肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

五 副産肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、液状肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、吸着複合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、及び家庭園芸用複合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

六 りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、混合動物排せつ物複合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、混合堆肥複合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、成形複合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、被覆複合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、及び配合肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

七 生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料及び混合石灰肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

八 けい灰石肥料、鋳さいけい酸質肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料及びシリカヒドロゲル肥料

九 硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)、及び混合苦土肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

十 硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鋳さいマンガン肥料及び混合マンガン肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)

十一 ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、熔成ほう酸肥料及び加工ほう酸肥料

十二 熔成微量元素複合肥料及び微量元素肥料(農林水産大臣が指定するものに限る。)(登録又は仮登録の有効期間の更新の申請手続)
第八條 法第十二條第四項(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了の三十日前までに

別記様式第三号による申請書を提出しなくてはならない。

2 前項の申請書であつて、法第三十三条の二第六項において準用する法第十二条第四項の規定により農林水産大臣に提出するものについては、第六条第二項の規定を準用する。

第九条 削除

(登録又は仮登録を受けた者の届出手続)

第十条 法第十三条第一項各号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に変更を生じた場合において、変更があつた事項のすべてが登録証又は仮登録証の記載事項に該当しないときにおける法第十三条第一項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項及び第十一條第二項及び第六項において同じ。)の規定による届出は別記様式第四号による変更届を、変更があつた事項のいずれかが登録証又は仮登録証の記載事項に該当するときにおける法第十三条第一項の規定による届出及び書替交付の申請は別記様式第五号による変更届及び書替交付申請書を提出しなくてはならない。

2 法第十三条第二項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。第十一條第六項において同じ。)の規定による届出並びに書替交付及び交付の申請は、別記様式第六号による申請書を提出しなくてはならない。

3 法第十三条第三項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出及び再交付の申請は、別記様式第七号による再交付申請書を提出しなくてはならない。

4 法第十三条第四項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。第十一條第六項において同じ。)の規定による届出及び書替交付の申請は、別記様式第八号による書替交付申請書を提出しなくてはならない。

5 第一項、第二項及び第四項の規定による書替交付申請書には、当該登録証又は仮登録証を添付しなければならない。第三項の場合において、当該申請が登録証又は仮登録証の汚損に係るときも、また同様とする。

6 第一項から第四項までに規定する書面であつて、法第三十三条の二第六項において準用する法第十三条第一項から第四項までの規定により農林水産大臣に提出するものについては第六条第二項の規定を準用する。

(登録又は仮登録の失効の届出)

第十条の二 法第十五条第一項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第八号の二による失効届を提出しなくてはならない。

2 前項の書面であつて、法第三十三条の二第六項において準用する法第十五条第一項の規定により農林水産大臣に提出するものについては、第六条第二項の規定を準用する。

第十條の三

法第十六条の二第一項、第二項又は第三項の規定による届出は、別記様式第八号の三による届出書を提出しなくてはならない。

(保証票の様式及び添付方法)

第十一條 法第十七条第一項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項、第十一條の二第一項及び第二項並びに第二十五條の二第一項第一号において同じ。)若しくは第二項又は第十八條第一項の規定により付さなければならぬ保証票の様式は、生産業者保証票にあつては別記様式第九号、輸入業者保証票にあつては別記様式第十号、販売業者保証票にあつては別記様式第十一号によらなければならない。

2 法第十七條第一項若しくは第二項又は第十八條第一項の規定により保証票に記載しなければならない生産した事業場の名称及び所在地については、次のいずれかの表記により記載しなければならない。

- 一 法第四條第一項若しくは第三項、第五條若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録に係る当該事業場の名称及び所在地(当該名称又は所在地を法第十三條第一項の規定により変更した場合は、変更後の名称及び所在地)又は法第十六條の二第一項、第二項若しくは第三項の規定により届け出た当該事業場の名称及び所在地と同一の表記

- 二 当該事業場について生産業者(法第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者を含む。)があらかじめ農林水産大臣に届け出た名称及び所在地に係る略称

- 三 当該事業場について第一号と同一の表記により名称及び所在地を掲載したウェブサイト(農林水産大臣が認めるウェブサイト)に限る。

第十一條の二第三項及び第十二條において同じ。)のアドレス(一次元コードその他のこれに代わるものを含む。第十一條の二第三項及び第十二條において同じ。)

3 前項の規定による略称の届出は、別記様式第十一号の二による届出書を提出しなくてはならない。

4 法第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料についての第二項の略称の届出については、第六條第二項の規定を準用する。

5 農林水産大臣は、法第四條第一項第七号若しくは第三項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六條の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事の届出に係る指定混合肥料について第二項の規定による略称の届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該普通肥料につき法第四條第一項第七号若しくは第三項の規定による登録をした都道府県知事又は当該指定混合肥料につき法第十六條の二第一項若しくは第二項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知するものとする。

6 登録又は仮登録を受けた普通肥料について法第十七條第一項若しくは第二項又は第十八條第一項の規定により保証票に記載しなければならない肥料の種類及び名称、保証成分量、生産業者、輸入業者又は生産した者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号又は仮登録番号は、法第十條の規定により交付を受けた登録証又は仮登録証(法第十三條第一項、第二項又は第四項の規定により書替交付を受けたものを含む。)に記載されたものと同一でなければならない。

7 指定混合肥料について法第十七條第一項又は第十八條第一項の規定により保証票に記載しなければならない肥料の名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所は、法第十六條の二第一項、第二項又は第三項の規定により届け出た事項と同一でなければならない。

8 法第四條第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七條第一項又は第十八條第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合があつては、この限りでない。

- 一 原料として使用した普通肥料において保証された主成分は全て保証するものとする。ただし、次号に規定する指定配合肥料に該当する

場合(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の主成分の含有量を当該指定配合肥料のロットごとに確認した場合に限る。)

又は第四号に規定する指定化成品肥料に該当する場合にあつては、当該主成分に加えて、原料として使用した当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているもの

(可溶性りん酸を保証する普通肥料にあつては可溶性りん酸を除き、可溶性りん酸を保証する普通肥料にあつては可溶性りん酸を除き、アルカリ分を保証する普通肥料にあつては有効石灰を除き、有効石灰を保証する普通肥料にあつてはアルカリ分を除く。)を保証することができるものとする。

二 法第四條第二項第二号に掲げる普通肥料のうち第四号に規定する指定化成品肥料以外の普通肥料(以下この号において「指定配合肥料」という。)において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上(合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上)で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内で定めるものとする。

- イ 当該合算した値
- ロ 当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の原料として使用した普通肥料の主成分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)

に、当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

ハ 当該指定配合肥料の主成分の含有量(当該生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)

三 前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならぬ。

- イ 窒素
- ロ りん酸
- ハ 加里
- ニ 農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土(以下「アルカリ分」という。)
- ホ 農林水産大臣の指定する有効石灰(以下単に「有効石灰」という。)

へ 農林水産大臣の指定する有効けい酸（以下単に「有効けい酸」という。）
 ト 農林水産大臣の指定する有効苦土（以下単に「有効苦土」という。）
 チ 農林水産大臣の指定する有効マンガン（以下単に「有効マンガン」という。）
 リ 農林水産大臣の指定する有効ほう素（以下単に「有効ほう素」という。）
 ヲ 農林水産大臣の指定する有効硫酸（以下単に「有効硫酸」という。）

四 法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒（水以外の粒状を促進する材料を使用する造粒に限る。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号及び第二十五条の第二項第一号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものと当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五 第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫酸	〇・一
アルカリ分、有効けい酸	五
有効苦土	〇・一
有効マンガン	〇・一
有効ほう素	〇・一

六 保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫酸	〇・一
アルカリ分、有効けい酸	五
有効苦土	〇・一
有効マンガン	〇・一
有効ほう素	〇・一

九 法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫酸	〇・一
アルカリ分、有効けい酸	〇・一
有効苦土	〇・一
有効マンガン、有効ほう素	〇・一

一 原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分として記載することができる。

二 原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に限る。）及び特殊肥料において表示すべき主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分を記載することができる。

三 第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分についてその含有量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫酸	〇・一
アルカリ分、有効けい酸	〇・一
有効苦土	〇・一
有効マンガン、有効ほう素	〇・一

法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分

十 前項の規定は、法第四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下この項において「土壌改良資材入り指定混合肥料」という。）の法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは、「当該土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替へるものとする。

十一 保証票は、容器又は包装を用いる場合にあつては、その外部の見やすい場所に、はり付け、縫い付け、針金、麻糸等で縛り付け、その他容器又は包装から容易に離れない方法で付し、容器及び包装を用いない場合にあつては、その見やすい場所に付さなければならない。

第十二条（保証票の記載事項）

法第十七条第一項第十二号及び第十三号に掲げる事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

一 法第十七条第一項第十四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農林水産大臣の指定する普通肥料にあつては、原料の種類若しくは配合の割合又は炭素窒素比

二 農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称又は使用量のうち農林水産大臣が定めるもの

三 前項第一号に規定する原料の種類又は配合の割合のうち農林水産大臣が定めるものについては、農林水産大臣の定めるところにより、当該事項を表示したウェブサイトのアドレスにより記載することができる。

四 第二項に掲げる事項の保証票への記載については、前項の規定によるほか、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

（書面の交付）

第十二条 第十一項第二項の規定により生産した事業場の名称及び所在地を同項に規定するウェブサイトのアドレスにより保証票に記載した生産業者、輸入業者又は販売業者は、当該保証票を付した肥料の容器又は包装（容器又は包装を用いないものにあつては、その見やすい場所）に電話番号その他の連絡先を併せて表示するとともに、肥料を施用する者その他の者から当該事業場の名称及び所在地を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。

二 前項の規定は、前条第三項の規定により同条第二項第一号に規定する原料の種類又は配合の割合を同条第三項に規定するウェブサイトのアドレスにより保証票に記載した生産業者、輸入業者又は販売業者が準用する。

第十三条 削除

第十四条（やむを得ない事由）

法第十九条第二項の農林水産省令で定めるやむを得ない事由は、左の各号に掲げる場合とする。

一 吸湿、風化等の肥料の本質に基いて変質した場合

二 火災、雨もり、生産設備の故障その他これらに準ずる事故により変質した場合

三 荷粉又は容器の破損その他これに準ずる事故により異物が混入した場合

（農林水産大臣の許可する事故肥料）

第十五条 法第十九条第二項の規定により農林水産大臣が譲渡を許可する事故肥料は、法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは同条第四項本文、第五号若しくは第三十三号の二第一項の規定により農林水産大臣の登録若しくは仮登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定混合肥料であつて生産業者又は輸入業者の所有しているものとする。

（事故肥料譲渡許可の申請）

第十六条 前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称）

三 肥料の所在地

四 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）に限る。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び原料として配合した法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。）

五 譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とする。）

六 事故の概要

行令（昭和二十五年政令第九十八号。以下「令」という。）第五条の規定により提出すべき事故肥料譲渡許可申請書の様式は、別記様式第十二号によらなければならない。

3 第一項の場合には、第六条第一項の規定を準用する。

（事故肥料譲渡許可証）

第十七条 農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可証を交付するものとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 氏名又は名称及び住所

三 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称）

四 譲渡許可数量

（事故肥料成分票の添付命令）

第十八条 農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個。以下同じ。）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。

一 事故肥料成分票という文字

二 肥料の名称

三 含有主成分量（法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあつては、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量）

四 事故肥料成分票を付した者の氏名又は名称及び住所

五 許可番号及び許可年月日

（事故肥料成分票の様式）

第十九条 前条及び令第七条第一項の規定により付すべき事故肥料成分票の様式は、別記様式第十三号によらなければならない。

2 前条の事故肥料成分票には、他の事項又は虚偽の記載をしてはならない。

第二十條 法第二十二條第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十四号による届出書を提出してしなければならない。

（販売業務の届出様式）

第二十一条 法第二十三條第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書を提出してしなければならない。

第二十二条 削除

第二十三条 削除

（普通肥料の生産数量等の報告義務）

第二十四条 法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは第五条の規定により農林水産大臣の登録若しくは仮登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、当該普通肥料の銘柄別に前年における生産数量及び販売数量を、当該普通肥料（登録を受けたものに限る。）の種類別に前年において当該普通肥料の生産に

使用した原料及び材料並びに当該普通肥料に混入した異物の種類及び数量を農林水産大臣に報告しなければならない。

（普通肥料の輸入数量等の報告義務）

第二十五条 普通肥料の輸入業者は、毎年二月末日までに、普通肥料の銘柄別に、前年における輸入数量及び販売数量を農林水産大臣に報告しなければならない。

（肥料の生産又は輸入に係る帳簿）

第二十五条の二 法第二十七條第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 普通肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 生産し、又は輸入した年月日

ロ 普通肥料の名称及び数量

ハ 普通肥料の原料の記載にあつては、次に掲げる事項

(1) 家庭園芸用肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料に限る。）の場合には使用した原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかを別、使用量及び入手先）

(2) 以外の普通肥料の場合には使用した原料（法第十七條第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかを別、使用量及び入手先）

二 原料規格に定めのある原料を使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料規格との適合性が確認できる事項

ホ 普通肥料に使用した材料（法第十七條第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、名称、使用量及び入手先（第十一條の二第二項第二号の普通肥料にあつては、同号に定める事項及び入手先）

へ 普通肥料に使用した異物（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先

ト 第十一條の二第三項又は第四項の規定により保証票に記載する事項をウェブサイトのアドレスにより記載する場合にあつては、荷口番号

チ 第十一條第八項第二号ロ若しくはハ若しくは第四号又は同項ただし書の規定により主成分の保証成分量を定めた場合にあつては当該保証成分量の裏付けとなる根拠、第一條の二に掲げる普通肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料を生産し、又は輸入した場合にあつては法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量の裏付けとなる根拠

リ 別表第一号二に掲げる肥料を原料の一つとして配合した指定混合肥料又は別表第二号に掲げる指定混合肥料にあつては、別表第一号二又は第二号の規定により化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすことが確認できる事項

二 特殊肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 生産し、又は輸入した年月日

ロ 特殊肥料の名称及び数量

ハ 令第八条に掲げる特殊肥料（専ら自ら飼養した家畜の排せつ物を原料として使用したもの（水分含有量を調整するために合理的に必要と認められる範囲内で動植物質の有機質物を原料として使用したものを除く。）を専ら特殊肥料が原料として配合される肥料を除く。）を除く。）にあつては、使用した原料の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先）

ニ 法第二十二條の二第一項の規定に基づき定める表示の基準となるべき事項（以下この号において「品質表示基準」という。）に材料に係る表示事項が規定されている特殊肥料にあつては、使用した材料の種類、名称、使用量（品質表示基準に材料の使用

使用した原料及び材料並びに当該普通肥料に混入した異物の種類及び数量を農林水産大臣に報告しなければならない。

（普通肥料の輸入数量等の報告義務）

第二十五条 普通肥料の輸入業者は、毎年二月末日までに、普通肥料の銘柄別に、前年における輸入数量及び販売数量を農林水産大臣に報告しなければならない。

（肥料の生産又は輸入に係る帳簿）

第二十五条の二 法第二十七條第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 普通肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 生産し、又は輸入した年月日

ロ 普通肥料の名称及び数量

ハ 普通肥料の原料の記載にあつては、次に掲げる事項

(1) 家庭園芸用肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料に限る。）の場合には使用した原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかを別、使用量及び入手先）

(2) 以外の普通肥料の場合には使用した原料（法第十七條第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかを別、使用量及び入手先）

二 原料規格に定めのある原料を使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料規格との適合性が確認できる事項

ホ 普通肥料に使用した材料（法第十七條第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、名称、使用量及び入手先（第十一條の二第二項第二号の普通肥料にあつては、同号に定める事項及び入手先）

量に係る表示事項が規定されている場合に
限る。)及び入手先
2 肥料の生産業者又は輸入業者は、肥料を生産
し、又は輸入したときは、その都度、帳簿を記
載しなければならない。

3 前二項の規定は、登録外国生産業者が法第三
十三條の二第四項の規定により備え付けなけれ
ばならない帳簿について準用する。この場合に
おいて、第一項の規定中「生産し、又は輸入」
とあるのは「生産」と、「普通肥料」とあるの
は「法第三十三條の二第一項の規定による登録
又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸
出されるもの」と、第二項の規定中「肥料」と
あるのは「法第三十三條の二第一項の規定によ
る登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本
邦に輸出されるもの」と、「生産業者又は輸入
業者」とあるのは「登録外国生産業者」と、
「輸入」とあるのは「販売」と読み替えるもの
とする。

(肥料の購入又は販売に係る帳簿)
第二十五條の三 肥料の生産業者、輸入業者又は
販売業者は、肥料を購入し、又は生産業者、輸
入業者若しくは販売業者に販売したときは、そ
の都度、帳簿を記載しなければならない。
(職員の見聞書)
第二十六條 法第三十條第六項(法第三十三條の
三第三項において準用する場合を含む。)の規
定による職員の見聞書は、別記様式第十六号と
する。

2 法第三十條の二第四項において準用する法第
三十條第六項の規定によるセンターの職員の見
聞書は、別記様式第十六号の二とする。
(報告)
第二十七條 法第三十條の二第三項(法第三十三
條の三第三項において準用する場合を含む。)
の規定による報告は、遅滞なく、別記様式第十
六号の三による報告書を提出してしなければならない。

2 前項の届出には、第六條第二項の規定を準用
する。
(登録外国生産業者の通知手続)
第二十九條 法第三十三條の二第四項の規定によ
る国内管理人への通知は、毎年一月二十日まで

に、その年の前年分について、別記様式第十八
号によりしなければならない。

(国内管理人の報告義務)
第三十條 国内管理人は、前條の規定により通知
を受けた事項を取りまとめ、毎年二月末日まで
に、登録外国生産業者の法第三十三條の二第一
項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥
料の銘柄別に、前年における生産数量及び販売
数量(本邦に輸出されるものに限る。)を農林
水産大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告には、第六條第二項の規定を準用
する。
(外国生産肥料の輸入業者の届出様式)
第三十一條 法第三十三條の四第一項又は第二
項の規定による届出は、別記様式第十九号によ
る届出書を提出してしなければならない。
(映像等の送受信による通話の方法による意見
の聴取)
第三十二條 令第十条において読み替えて準用す
る行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第
三百九十一号)第八条に規定する方法によつて
法第三十四條第二項の意見の聴取の期日におけ
る審査を行う場合には、審理関係人(行政不服
審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十
八條に規定する審理関係人をいう。以下この条
において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に
必要な装置が設置された場所であつて行政不服
審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当
と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行
う。
(法の適用の除外)
第三十三條 法第三十五條第一項の規定により法
を適用しない肥料は、当該肥料の容器又は包装
の外部にその種類及び輸出入、工業用又は飼料
用に供する旨を表示したものに限る。
(権限の委任)
第三十四條 法第二十二條の三第一項に規定する
農林水産大臣の権限で、その生産する事業場の
所在地が一の地方農政局の管轄区域内のみにあ
る生産業者、輸入の場所が一の地方農政局の管
轄区域内のみにある輸入業者又は販売業務を行
う事業場が一の地方農政局の管轄区域内のみに
ある販売業者に関するものは、当該地方農政局
長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

2 法第二十九條第一項に規定する報告の徴収に
関する農林水産大臣の権限(法第二十二條の三
第一項の規定の施行に關し必要と認められる場
合に限る。)は、販売業者の主たる事務所の所
在地を管轄する地方農政局長に委任する。た
だし、農林水産大臣が自らその権限を行うこと
を妨げない。

4 法第三十條第一項に規定する立入検査等に關
する農林水産大臣の権限(法第二十二條の三第
一項の規定の施行に關し必要と認められる場
合に限る。)は、生産業者又は輸入業者の事業場、
倉庫その他肥料の生産、輸入、販売又は保管の
業務に關する場所の所在地を管轄する地方
農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が
自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第三十條第二項に規定する立入検査等に關
する農林水産大臣の権限(法第二十二條の三第
一項の規定の施行に關し必要と認められる場
合に限る。)は、販売業者の事業場、倉庫その他
肥料の販売の業務に關する場所の所在地を
管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農
林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げな
い。

6 法第三十五條第二項の規定による農林水産大
臣の権限は、地方農政局長に委任する。
(提出書類の通数等)
第三十五條 第一條の五又は第八條第一項の規定
による申請書、第十條第一項から第四項まで又
は第十條の二第一項の規定により提出する書
面、第十條の三の規定による届出書、第十一條
第三項の規定による届出書、第十六條第一項又
は第十五條の規定による申請書、第二十四條又
は第二十一條の規定による届出書、第二十四條第
一項又は第二十五條第一項の規定による報告
書、第二十八條第一項の規定による届出書、第
三十條第一項の規定による報告書及び第三十一
條の規定による届出書は、正副各一通を提出し
なければならない。

2 第七條の二第二項、第七條の三第二項、第七
條の四第二項及び第二十七條の規定による報告
書は、一通を提出しなければならない。
3 第一項に掲げる書面には、当該書面を提出す
る者が法人であるときにあつては、その代表者

の氏名をその名称とともに併記しなければならない。

附則 抄
1 この省令は、肥料取締法施行の日(昭和二十
五年六月二十日)から施行する。但し、第十一
條第一項及び第二項、第十二條から第十九條ま
で並びに第二十二條の規定は、昭和二十五年八
月一日から、第十一條第三項の規定は、昭和二
十五年十一月一日から施行する。

2 肥料取締法施行規則(明治四十一年農商務省
令第十七号)は、廃止する。
3 間接肥料販売制限規則(昭和十七年農林省令
第七十四号)は、廃止する。
4 肥料依頼検査規則(昭和十三年農林省令第七
号)は、廃止する。
附則 (昭和二十五年七月二日農林省令
第八十三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和二十五年一月一日農林省令
第二十三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年二月二日農林省
令第八十三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和二十八年六月一日農林省令
第二十五号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行前に、改正前の第十六條第一
項の規定により提出した事故肥料譲渡許可申請
書は、改正後の相当規定によつて提出したもの
とみなす。
附則 (昭和二十九年五月一日農林省令
第二十八号)
この省令は、肥料取締法の一部を改正する法
律(昭和二十九年法律第七十五号)の施行の日
(昭和二十九年五月二十六日)から施行する。
附則 (昭和三十一年一月一日農林省令
第五〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、肥料取締法施行規則第十九條の二第一項の
改正規定は、昭和三十一年十一月一日から施行
する。
附則 (昭和三十一年二月二日農林省
令第五十三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年一月二五日農林省
令第五十五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、肥料取締法施行規則第十九條の二第一項の
改正規定は、昭和三十一年十一月一日から施行
する。
附則 (昭和三十一年二月二日農林省
令第五十三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年一月二五日農林省
令第五十五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、肥料取締法施行規則第十九條の二第一項の
改正規定は、昭和三十一年十一月一日から施行
する。
附則 (昭和三十一年二月二日農林省
令第五十三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年一月二五日農林省
令第五十五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年四月一〇日農林省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十八年一月一八日農林省令第一号) 抄

この省令は、農林省設置法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第一号)の施行の日(昭和三十八年一月二十日)から施行する。

附則 (昭和三十八年一月三〇日農林省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年一月一七日農林省令第五二号)

この省令は、昭和三十九年十二月十八日から施行する。

附則 (昭和四〇年一月一日農林省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年一月二〇日農林省令第五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年一月九日農林省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二一日農林省令第六五号)

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和四四年一月二八日農林省令第四九号)

この省令は、昭和四十四年十一月二十八日から施行する。

附則 (昭和四五年一月二四日農林省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年一月二五日農林省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、肥料取締法施行規則第七條第一項及び第九條第一項の改正規定は、昭和四十六年十一月二十五日から施行する。

附則 (昭和四八年一月二四日農林省令第六三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年一月二四日農林省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二三日農林省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月二八日農林省令第三三三号)

この省令は、昭和五三年五月一日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年七月二三日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律(昭和五十七年法律第六十九号)の施行の日(昭和五十七年七月二十三日)から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、肥料取締法施行規則第七條第一項及び第九條第一項の改正規定は、昭和四十六年十一月二十五日から施行する。

附則 (昭和四九年一月二四日農林省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二三日農林省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月二八日農林省令第三三三号)

この省令は、昭和五三年五月一日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年七月二三日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律(昭和五十七年法律第六十九号)の施行の日(昭和五十七年七月二十三日)から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、肥料取締法施行規則第七條第一項及び第九條第一項の改正規定は、昭和四十六年十一月二十五日から施行する。

附則 (昭和四九年一月二四日農林省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二三日農林省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月二八日農林省令第三三三号)

この省令は、昭和五三年五月一日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年七月二三日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律(昭和五十七年法律第六十九号)の施行の日(昭和五十七年七月二十三日)から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一六日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、肥料取締法施行規則第七條第一項及び第九條第一項の改正規定は、昭和四十六年十一月二十五日から施行する。

附則 (昭和四九年一月二四日農林省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

が付されているものが、施行日から起算して一年以内に普通肥料（この省令の施行の際現に登録若しくは仮登録を受け、又は指定配合肥料として届け出ているものに限る。）の容器又は包装として使用されたときは、新規規則に適合する生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票が付されているものとみなす。

附則（平成元年六月六日農林水産省令第二十七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月二十七日農林水産省令第二十八号）
この省令は、平成元年七月十日から施行する。

この省令は、平成二年二月五日農林水産省令第四十五号）
この省令は、平成三年一月五日から施行する。

附則（平成三年二月二日農林水産省令第五十三号）
この省令は、平成四年一月二日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、爾後価格安定法施行規則、爾後検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆たね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるすわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、すわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつば漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにすわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附則（平成五年二月二日農林水産省令第六十八号）
この省令は、平成六年一月二十四日から施行する。
1 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。
附則（平成六年二月一日農林水産省令第七十七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成六年二月二六日農林水産省令第七十七号）
この省令は、平成七年一月二十五日から施行する。
附則（平成八年四月八日農林水産省令第一四四号）
この省令は、平成八年五月八日から施行する。
1 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。
附則（平成九年一月三〇日農林水産省令第三十号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年一月二日農林水産省令第一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。
附則（平成六年二月一日農林水産省令第七十七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成六年二月二六日農林水産省令第七十七号）
この省令は、平成七年一月二十五日から施行する。
附則（平成八年四月八日農林水産省令第一四四号）
この省令は、平成八年五月八日から施行する。
1 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。
附則（平成九年一月三〇日農林水産省令第三十号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年一月二日農林水産省令第一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附則（平成一一年五月二三日農林水産省令第三〇号）
この省令は、平成十一年六月十二日から施行する。
附則（平成一二年一月二七日農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
（普通肥料の生産数量等の報告義務に係る経過措置）
第二条 この省令による改正後の肥料取締法施行規則（以下「新規規則」という。）第一条の二に定める普通肥料であつて平成十二年において生産又は輸入されたものに係る新規規則第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条の四第一項の規定による報告については、これらの規定中「前年」とあるのは「平成十二年十月一日から同年十二月三十一日まで」とする。
附則（平成一二年一月三十一日農林水産省令第五号）抄

規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附則（平成一一年五月二三日農林水産省令第三〇号）
この省令は、平成十一年六月十二日から施行する。
附則（平成一二年一月二七日農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
（普通肥料の生産数量等の報告義務に係る経過措置）
第二条 この省令による改正後の肥料取締法施行規則（以下「新規規則」という。）第一条の二に定める普通肥料であつて平成十二年において生産又は輸入されたものに係る新規規則第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条の四第一項の規定による報告については、これらの規定中「前年」とあるのは「平成十二年十月一日から同年十二月三十一日まで」とする。
附則（平成一二年一月三十一日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
（肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令の施行前に第七条の規定による改正前の肥料取締法施行規則第十一条第二項の規定により都道府県知事に届け出られた名称及び所在地に係る略称は、第七条の規定による改正後の肥料取締法施行規則第十一条第二項の規定により農林水産大臣に届け出られた名称及び所在地に係る略称とみなす。
附則（平成一二年二月一日農林水産省令第八号）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年八月三十一日農林水産省令第八一号）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成一三年三月二日農林水産省令第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
（処分、申請等に関する経過措置）
第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則（平成一三年三月三〇日農林水産省令第七六号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
（肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令の施行前に第七条の規定による改正前の肥料取締法施行規則第十一条第二項の規定により都道府県知事に届け出られた名称及び所在地に係る略称は、第七条の規定による改正後の肥料取締法施行規則第十一条第二項の規定により農林水産大臣に届け出られた名称及び所在地に係る略称とみなす。
附則（平成一二年二月一日農林水産省令第八号）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年八月三十一日農林水産省令第八一号）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成一三年三月二日農林水産省令第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
（処分、申請等に関する経過措置）
第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則（平成一三年三月三〇日農林水産省令第七六号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、爾後価格安定法施行規則、爾後検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆たね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるすわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、すわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつば漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにすわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附則（平成五年二月二日農林水産省令第六十八号）
この省令は、平成六年一月二十四日から施行する。
1 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。
附則（平成六年二月一日農林水産省令第七十七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成六年二月二六日農林水産省令第七十七号）
この省令は、平成七年一月二十五日から施行する。
附則（平成八年四月八日農林水産省令第一四四号）
この省令は、平成八年五月八日から施行する。
1 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。
附則（平成九年一月三〇日農林水産省令第三十号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年一月二日農林水産省令第一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。
4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
附則（平成一一年五月二三日農林水産省令第三〇号）
この省令は、平成十一年六月十二日から施行する。
附則（平成一二年一月二七日農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
（普通肥料の生産数量等の報告義務に係る経過措置）
第二条 この省令による改正後の肥料取締法施行規則（以下「新規規則」という。）第一条の二に定める普通肥料であつて平成十二年において生産又は輸入されたものに係る新規規則第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条の四第一項の規定による報告については、これらの規定中「前年」とあるのは「平成十二年十月一日から同年十二月三十一日まで」とする。
附則（平成一二年一月三十一日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
（肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令の施行前に第七条の規定による改正前の肥料取締法施行規則第十一条第二項の規定により都道府県知事に届け出られた名称及び所在地に係る略称は、第七条の規定による改正後の肥料取締法施行規則第十一条第二項の規定により農林水産大臣に届け出られた名称及び所在地に係る略称とみなす。
附則（平成一二年二月一日農林水産省令第八号）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年八月三十一日農林水産省令第八一号）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成一三年三月二日農林水産省令第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
（処分、申請等に関する経過措置）
第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則（平成一三年三月三〇日農林水産省令第七六号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年五月一〇日農林水産省令第九八号）

1 この省令は、平成二十三年六月十日から施行する。

2 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。

附則（平成二五年六月二五日農林水産省令第六三号）

この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第七十三号）の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月一八日農林水産省令第一八号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日農林水産省令第四〇号）

この省令は、平成十六年五月二十五日から施行する。

附則（平成二八年一月一日農林水産省令第八四号）

この省令は、平成十八年十二月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二九号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二九日農林水産省令第一一〇号）

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。

附則（平成二四年八月八日農林水産省令第四四号）

この省令は、平成二十四年九月七日から施行する。

附則（平成二五年一月二五日農林水産省令第七一〇号）

この省令は、平成二十六年一月四日から施行する。

附則（平成二六年九月一日農林水産省令第四七号）

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二四日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二二日農林水産省令第二三三〇号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年二月二九日農林水産省令第七七号）

1 この省令は、平成二十九年一月十八日から施行する。

2 この省令の施行の際現に肥料取締法に基づき受けている登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。

附則（平成三〇年一月二二日農林水産省令第四四号）

この省令は、平成三十年二月二十二日から施行する。

附則（平成三〇年三月六日農林水産省令第九号）

この省令は、平成三十年四月五日から施行する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年二月二六日農林水産省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月二八日農林水産省令第一二号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月一七日農林水産省令第四三三〇号）

この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和二年九月二八日農林水産省令第六三三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律（第二条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の肥料取締法施行規則の様式（第三項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（次項において「新規規則」という。）の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に改正法による改正前の肥料取締法第四條第一項若しくは第二項、第五條若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受け、又は同法第十六條の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の保証票については、当分の間、新規規則様式第九号から第十一号までに規定する文字及び数字の大きさによらないことができる。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年六月一四日農林水産省令第三八三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の肥料取締法（次項及び次条において「旧法」という。）第四條各項の規定による登録を受けている普通肥料であつて、肥料の品質の確保等に関する法律第四條第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料に使用されるものに係るこの省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に旧法第四條各項の規定による登録を受けている普通肥料の登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（第三項において「旧令」という。）の様式（第四項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧法第四條各項、第五條若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六條の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の保証票に主成分を記載する

方法については、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は旧法第十六条の二第二項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料に使用される容器又は包装であつて、この省令の施行の際現に旧令に適合する保証票が付されているものが、施行日から起算して三年以内に肥料取締法の一部を改正する法律による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項又は第二項に掲げる普通肥料（施行日前に旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は旧法第十六条の二第二項若しくは第二項の規定による届出がされたものに限る。）の容器又は包装として使用されたときは、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則に適合する保証票が付されているものと見なす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和四年二月一五日農林水産省令第一〇号）
この省令は、令和四年三月十七日から施行する。

附則（令和五年九月一日農林水産省令第四三〇号）
この省令は、令和五年十月一日から施行する。

別表（第一条の三関係）
一 次に掲げる肥料（第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、へ及びびを除く。）のいずれかを原料の一つとして配合したものの事故肥料
ロ 肥料の品質を低下させるような異物が混入された肥料
ハ 土壌中における硝酸化成を抑制する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された肥料

ニ 液状の肥料（当該肥料を原料として配合した普通肥料がその配合又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）
ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮

に由来するセラチン及びビコラーゲンを除く。）を使用して生産された肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の採取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該採取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他の必要な措置が行われたものを除く。）
ト 農林水産大臣が指定する特殊肥料（液状のものを除く。）

Table with 2 columns: 備考 (Remarks) and 別表 (Table 1-3 relationship). The table lists various types of fertilizers and their specific regulations, including conditions for registration and quality assurance.

第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。

三 配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したものは、第一条の三第三項に規定する肥料にあつては、第一条の四に規定する土壌改良資材を除く。

四 配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第四号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの

別記
様式第1号（日本産業規格A4）（第一条の5関係）

Form for fertilizer registration (Sample Form No. 1). It includes fields for fertilizer name, date, manufacturer, and distributor, along with a detailed list of requirements for registration.

様式第2号（日本産業規格A4）（第一条の5関係）

Form for fertilizer registration (Sample Form No. 2). It includes fields for fertilizer name, date, manufacturer, and distributor, along with a detailed list of requirements for registration.

様式第2号の2 (日本産業規格A4) (第7条の2 関係)

様式第2号の2(日本産業規格A4)(第7条の2関係)

肥料登録申請書(見本)調査結果報告書

年月日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 様

下記により肥料登録申請書(見本)に添える調査の結果を報告します。

肥料登録年月日	肥料の名称	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	申請者の代表者の氏名又は名称	申請者の代表者の住所	申請者の代表者の職名	申請者の代表者の電話番号	申請者の代表者のメールアドレス	申請者の代表者のFAX番号

備考 調査結果の欄は不適合等が認められる場合にその欄を記載すること。

様式第2号の3 (日本産業規格A4) (第7条の3 関係)

様式第2号の3(日本産業規格A4)(第7条の3関係)

肥料登録申請書(見本)調査結果報告書

年月日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 様

下記により肥料登録申請書(見本)に添える調査の結果を報告します。

肥料登録年月日	肥料の名称	申請者の氏名又は名称	申請者の住所	申請者の代表者の氏名又は名称	申請者の代表者の住所	申請者の代表者の職名	申請者の代表者の電話番号	申請者の代表者のメールアドレス	申請者の代表者のFAX番号

備考 調査結果の欄は不適合等が認められる場合にその欄を記載すること。

様式第2号の4 (日本産業規格A4) (第7条の4 関係)

様式第2号の4(日本産業規格A4)(第7条の4関係)

肥料登録申請書(見本)調査結果報告書

年月日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 様

下記により肥料登録申請書の記載事項の結果を報告します。

1. 肥料登録の結果

項目	結果
肥料の名称	
申請書に記載された肥料登録の申請の取扱いに関する事項	
その他	

2. 必要情報の提供に関する意見

様式第3号 (日本産業規格A4) (第8条関係)

様式第3号(日本産業規格A4)(第8条関係)

肥料登録(見本)有効期間更新申請書

年月日

農林水産大臣(農産物振興課) 殿

申請者(氏名、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

下記により肥料(見本)の更新を届けたいので、肥料の品質の確保に関する法律第12条第4項(肥料の品質の確保)に関する法律第33条の第2項において準用する同法第12条第4項の規定により肥料(見本)を輸入して有効期間の更新を申請します。

1. 肥料の名称

2. 肥料の品質

3. 肥料の品質の確保に関する法律第12条第4項(肥料の品質の確保)に関する法律第33条の第2項において準用する同法第12条第4項の規定により肥料(見本)を輸入して有効期間の更新を申請します。

4. 申請者の氏名(名称及び代表者の氏名)

5. 申請者の住所

6. 申請者の代表者の氏名(名称及び代表者の氏名)

7. 申請者の代表者の住所

8. 申請者の代表者の職名

9. 申請者の代表者の電話番号

10. 申請者の代表者のメールアドレス

11. 申請者の代表者のFAX番号

備考

1. 輸入申請は、登録のみならず、

2. 登録申請は、登録のみならず、輸入申請は、登録のみならず、

3. 登録申請は、登録のみならず、

様式第4号(日本産業規格A4)(第10条関係)
肥料登録(既登録)事項変更届

年月日

農林水産大臣(農産物検査部) 宛
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

下記の上より登録(既登録)事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項(肥料の品質の確保)等に関する法律第10条の2第1項において定められた第1項の規定により届出をします。

記

登録番号 (既登録番号)	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年月日	変更した事項	変更した理由

備考 既登録にあっては肥料の種類を記載しなくてよい。

様式第5号(日本産業規格A4)(第10条関係)
肥料登録(既登録)事項変更届及び届出事項変更届に基づく肥料登録(既登録)の登録交付申請書

年月日

農林水産大臣(農産物検査部) 宛
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

下記の上より登録(既登録)事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項(肥料の品質の確保)等に関する法律第10条の2第1項において定められた第1項の規定により届出及び肥料登録(既登録)の登録交付の申請をします。

記

登録番号 (既登録番号)	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年月日	変更した事項 (肥料登録(既登録)中の 登録事項に関する部分)	変更した 理由

備考 既登録にあっては肥料の種類を記載しなくてよい。

様式第6号(日本産業規格A4)(第10条関係)
肥料(合併、分割)に基づく肥料登録(既登録)の登録交付(交付)申請書

年月日

農林水産大臣(農産物検査部) 宛
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

下記の上より無効(合併、分割)により登録(既登録)を受けた者の届出を承知したため、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項(肥料の品質の確保)等に関する法律第10条の2第1項において定められた第1項の規定により肥料登録(既登録)の登録交付の申請をします。

記

- 承知した年月日
- 国内管理人の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在する事務所等の所在地)
- 登録(既登録)を受けた者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在する事務所等の所在地)
- 承知した肥料の登録番号(既登録番号)、種類及び名称

登録番号 (既登録番号)	肥料の種類	肥料の名称

備考 1 生産業者及び輸入業者にあっては生記載しなくてよい。
2 既登録にあっては肥料の種類を記載しなくてよい。

様式第7号(日本産業規格A4)(第10条関係)
肥料登録(既登録)再交付申請書

年月日

農林水産大臣(農産物検査部) 宛
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

下記の登録(既登録)を滅失(消滅)したため、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項(肥料の品質の確保)等に関する法律第10条の2第1項において定められた第1項の規定により肥料登録(既登録)の再交付を申請します。

記

- 登録番号(既登録番号)
- 登録年月日(既登録年月日)
- 肥料(既登録)の種類
- 肥料の種類
- 肥料の名称
- 滅失(消滅)その他の理由(肥料の品質の確保)等に関する法律第13条の2第1項に定める肥料にあっては、使用される肥料の他の種類

備考 既登録にあっては生記載しなくてよい。

様式第8号（日本産業規格A4）（第10条関係）

様式第8号の2（日本産業規格A4）（第10条関係）

肥料名称変更に基づく登録証（仮登録証）書面交付申請書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿
住所
氏名（氏名及び代表者の氏名）

1 登録番号（仮登録番号）
2 肥料の種類
3 肥料の名称

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の高質の確保等に関する法律第15条第4項（肥料の高質の確保等に関する法律第15条第4項）の規定に基づいて申請する同法律第15条第4項の規定により登録証（仮登録証）の書面交付を申請します。

記

1 新しい名称
2 変更する理由

備考 仮登録証については肥料の種類を記載しなくてよい。

様式第8号の2（日本産業規格A4）（第10条関係）の2（関係）

様式第8号の2（日本産業規格A4）（第10条の2関係）

肥料登録（仮登録）失効届

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿
住所
氏名（氏名及び代表者の氏名）

年 月 日から下記の肥料の登録（仮登録）は有効期間満了（生産（輸入）の廃止）により失効したため、肥料の高質の確保等に関する法律第15条第3項（肥料の高質の確保等に関する法律第15条第3項）の規定に基づいて申請する同法律第15条第3項の規定により登録証（仮登録証）を返して取り消します。

記

登録番号 （仮登録番号）	肥料の種類	肥料の名称

備考 仮登録証については肥料の種類を記載しなくてよい。

様式第8号の3（日本産業規格A4）（第10条関係）の3（関係）

様式第8号の3（日本産業規格A4）（第10条の3関係）

(イ) 指定適合肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿
住所
氏名（氏名及び代表者の氏名）

下記より指定適合肥料を生産（輸入）し、肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項（肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項）の規定に基づいて申請する同法律第15条第1項の規定により届出をします。

記

1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び生体全事務所の所在地）
2 肥料の名称
3 肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項第4号から第4号までに掲げる登録肥料のいずれかに該当する旨
4 生産する事業場の名称及び所在地
5 保管する施設の所在地

備考

1 肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項第4号から第4号までに掲げる登録肥料のいずれかに該当する旨については、「肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項第4号に掲げる登録肥料（指定登録肥料）」、「肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項第4号に掲げる登録肥料（指定登録肥料）」、「肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項第4号に掲げる登録肥料（指定登録肥料）」又は「肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項第4号に掲げる登録肥料（指定登録肥料）」のいずれかに記載すること。
2 輸入（輸入）については記載しなくてよい。

(ロ) 指定適合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿
住所
氏名（氏名及び代表者の氏名）

上記に 年 月 日付で肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項（肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項）の規定に基づいて届出した指定適合肥料の生産（輸入）事業を下記のように変更したため、同法律第15条第1項の規定に基づいて申請する同法律第15条第1項の規定により届出をします。

記

1 変更した年月日
2 変更した事業
3 変更した理由

(ハ) 指定適合肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿
住所
氏名（氏名及び代表者の氏名）

上記に 年 月 日付で肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項（肥料の高質の確保等に関する法律第15条第1項）の規定に基づいて届出した指定適合肥料の生産（輸入）事業を下記のように廃止したため、同法律第15条第1項の規定に基づいて申請する同法律第15条第1項の規定により届出をします。

記

1 廃止した年月日
2 生産（輸入）していた指定適合肥料の名称

(6) 額外業務増額引当に規定する指定完成肥料の場合

○	
指定完成肥料 生産者保証料	
肥料の名称 有効成分(%) 肥料の種類 材料の種類、含有及び増量 生産年度 生産者等の氏名又は名称及び住所 当該した事業年の有効及び所在地 生産分の有無	

備考 (イ)の欄(備考引当)欄から額外まで及び額外引当欄引当までの規定は、指定完成肥料生産者保証料について使用する。この場合において、(イ)の欄(備考引当)欄(備考引当)とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。

(7) 額外業務増額引当に規定する特殊肥料等入付指定混合肥料の場合

○	
特殊肥料等入付指定混合肥料 生産者保証料	
肥料の名称 肥料の種類及び混合割合 材料の種類、含有及び増量 生産年度 生産者等の氏名又は名称及び住所 当該した事業年の有効及び所在地 生産分の有無	

備考 1 (イ)の欄(備考引当)欄から額外まで及び額外引当欄引当までの規定は、特殊肥料等入付指定混合肥料の場合における生産者保証料について使用する。この場合において、(イ)の欄(備考引当)欄(備考引当)とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
2 当該分の有無については、当該した事業年における実効的消費量をもって記載することができる。この場合において、その量を併せて記載するものとする。

(8) 額外業務増額引当に規定する土壌改良資材入付指定混合肥料の場合

○	
土壌改良資材入付指定混合肥料 生産者保証料	
肥料の名称 肥料の種類及び混合割合 材料の種類、含有及び増量 土壌改良資材の種類及び混合割合 生産年度 生産者等の氏名又は名称及び住所 当該した事業年の有効及び所在地 生産分の有無	

備考 1 (イ)の欄(備考引当)欄から額外まで及び額外引当欄引当までの規定は、土壌改良資材入付指定混合肥料の場合における生産者保証料について使用する。この場合において、(イ)の欄(備考引当)欄(備考引当)とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
2 当該分の有無については、当該した事業年における実効的消費量をもって記載することができる。この場合において、その量を併せて記載するものとする。

(9) 当該品目の製造(調製)工程による肥料を受けた普通肥料(当該品目の製造工程に定める普通肥料の製法を欠いたものを含む。)の場合

○	
肥料外注生産肥料 生産者保証料	
肥料の名称 肥料の種類 有効成分(%) 肥料の種類 材料の種類、含有及び増量 土壌改良資材の種類及び混合割合(%) 生産年度 当該品目生産者等の氏名又は名称及び住所 当該した事業年の有効及び所在地	

備考 (イ)の欄(備考引当)欄から額外まで及び額外引当欄引当までの規定は、肥料外注生産肥料(当該品目の製造工程に定める普通肥料)の場合において使用する。この場合において、(イ)の欄(備考引当)欄(備考引当)とあるのは「当該品目の製造工程に定める普通肥料の製法」と読み替えるものとする。

(9) 額1各種保険料に規定する指定建設材料の場合

○	
指定建設材料 販売業者保証書	
資料の名称 建設(買主) 資料の種類 材料の数量 材料の積載 積付の場所、積込及び積取 運送業者 運送(搬入)した年月 生産業者(搬入)者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場内の積込及び積取 販売業者保証書付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所 主成分の有無	

備考

- 建設業者(イ)の標準積入号から積付号まで及び積取の現況は、指定建設材料販売業者保証書について表示する。この場合において、販売業者(イ)の標準積取号中「建設業者(イ)の標準積取号中」「建設業者」とあるのは「積取の場所」と読み替えるものとする。
- 生産(搬入)した年月又は販売業者保証書付した年月をその標記に記し、記載することの順序は前記(1)に、「生産(搬入)した年月」若しくは「販売業者保証書付した年月」
- 積取の場所(イ)の表示は記載するが、又はこの標記の「生産(搬入)した年月」若しくは「販売業者保証書付した年月」の欄に記載する表示の上、他の欄中に記載することができる。ただし、生産(搬入)した年月及び販売業者保証書付した年月を他の欄中に記載する場合は、生産(搬入)した年月及び販売業者保証書付した年月の間に改行符「/」を挿入し、又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。
- 積付番号又は積取年月を記載する場合は、積付番号又は積取年月の間に「(積取年月)」又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。

(10) 額1各種保険料に規定する特殊積取号入り指定建設材料の場合

○	
特殊積取号入り指定建設材料 販売業者保証書	
資料の名称 建設(買主) 資料の種類 材料の数量 材料の積載 積付の場所、積込及び積取 運送業者 運送(搬入)した年月 生産業者(搬入)者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場内の積込及び積取 販売業者保証書付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所 主成分の有無	

備考

- 建設業者(イ)の標準積入号から積付号まで及び積取の現況は、特殊積取号入り指定建設材料の場合に於ける販売業者保証書について表示する。この場合において、特殊積取号(イ)の標準積取号中「建設業者」とあるのは「資料の名称」と読み替えるものとする。
- 生産(搬入)した年月又は販売業者保証書付した年月をその標記に記し、記載することの順序は前記(1)に、「生産(搬入)した年月」若しくは「販売業者保証書付した年月」
- 積取の場所(イ)の表示は記載するが、又はこの標記の「生産(搬入)した年月」若しくは「販売業者保証書付した年月」の欄に記載する表示の上、他の欄中に記載することができる。ただし、生産(搬入)した年月及び販売業者保証書付した年月を他の欄中に記載する場合は、生産(搬入)した年月及び販売業者保証書付した年月の間に改行符「/」を挿入し、又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。
- 積付番号又は積取年月を記載する場合は、積付番号又は積取年月の間に「(積取年月)」又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。
- 当該資料の有無については、生産した事業場における積取の現況を明らかに記載することができる。この場合において、その現況を記載するものとする。

(11) 額1各種保険料に規定する土壌改良材料入り指定建設材料の場合

○	
土壌改良材料入り指定建設材料 販売業者保証書	
資料の名称 建設(買主) 資料の種類 材料の数量 材料の積載 積付の場所、積込及び積取 運送業者 運送(搬入)した年月 生産業者(搬入)者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場内の積込及び積取 販売業者保証書付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所 主成分の有無	

備考

- 建設業者(イ)の標準積入号から積付号まで及び積取の現況は、土壌改良材料入り指定建設材料の場合に於ける指定建設材料販売業者保証書について表示する。この場合において、特殊積取号(イ)の標準積取号中「建設業者」とあるのは「資料の名称」と読み替えるものとする。
- 生産(搬入)した年月又は販売業者保証書付した年月をその標記に記し、記載することの順序は前記(1)に、「生産(搬入)した年月」若しくは「販売業者保証書付した年月」
- 積取の場所(イ)の表示は記載するが、又はこの標記の「生産(搬入)した年月」若しくは「販売業者保証書付した年月」の欄に記載する表示の上、他の欄中に記載することができる。ただし、生産(搬入)した年月及び販売業者保証書付した年月を他の欄中に記載する場合は、生産(搬入)した年月及び販売業者保証書付した年月の間に改行符「/」を挿入し、又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。
- 積付番号又は積取年月を記載する場合は、積付番号又は積取年月の間に「(積取年月)」又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。
- 当該資料の有無については、生産した事業場における積取の現況を明らかに記載することができる。この場合において、その現況を記載するものとする。

(12) 額1建設(買主)の積取(現況)による積取を受けた普通肥料(国産農産物)積取号に定める普通肥料の積取(現況)を付した年月を、この場合

○	
普通肥料(国産農産物) 積取業者保証書	
資料の種類 資料の名称 建設(買主) 資料の種類 材料の数量 材料の積載 積付の場所、積込及び積取 運送業者 運送(搬入)した年月 積取業者(積取)者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場内の積込及び積取 積取業者保証書付した年月 積取業者の氏名又は名称及び住所 主成分の有無	

備考

- 建設業者(イ)の標準積入号から積付号まで及び積取の現況は、建設(買主)の積取(現況)による積取を受けた普通肥料(国産農産物)積取号に定める普通肥料の積取(現況)を付した年月を、この場合において、建設業者(イ)の標準積取号中「建設業者」とあるのは「資料の名称」と読み替えるものとする。
- 生産した年月又は販売業者保証書付した年月をその標記に記し、記載することの順序は前記(1)に、「生産した年月」若しくは「積取業者保証書付した年月」を「資料の種類」の欄中に記載するが、又はこの標記の「生産した年月」若しくは「積取業者保証書付した年月」の欄に記載する表示の上、他の欄中に記載することができる。ただし、生産した年月及び積取業者保証書付した年月を他の欄中に記載する場合は、生産した年月及び積取業者保証書付した年月の間に改行符「/」を挿入し、又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。
- 積付番号又は積取年月を記載する場合は、積付番号又は積取年月の間に「(積取年月)」又は「(積取年月)」の文字を付して記載するものとする。

様式第13号(第19条関係)

○	(単位:平方メートル)
等 量 分 割 分 割	
許可年月日	
肥料の名称	
主成分の含有量(%)	
等量肥料成分を付した者の氏名又は名称及び住所	

備考

1. 等量肥料成分を等量又は倍量の外割に割り付け、又は割い掛ける割合を除き、最上層のシートのみの割合は、行付なくてはならない。
2. 肥料成分の含有率及び成分の割合は、等量肥料成分について異なる。

様式第14号(日本産業規格A4)(第20条関係)

(イ) 特殊肥料生産業者(輸入業者)届出書

届出特告知事 期 年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

下記により特殊肥料を生産(輸入)し、肥料の品質の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出ます。

1. 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所)の所在地
2. 肥料の種類
3. 肥料の名称
4. 生産する事業場の名称及び所在地
5. 製造する期間の所在地

備考 輸入業者にあっては(4)を記載しなくてよい。

(ロ) 特殊肥料生産業者(輸入業者)届出事変更届出書

届出特告知事 期 年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

つきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

1. 変更した年月日
2. 変更した事項
3. 変更した理由

(ハ) 特殊肥料生産(輸入)事業届出届出書

届出特告知事 期 年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

つきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

1. 届出した年月日
2. 生産(輸入)している特殊肥料の名称

様式第15号(日本産業規格A4)(第21条関係)

(イ) 肥料販売業務届出届出書

届出特告知事 期 年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出ます。

1. 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所)の所在地
2. 販売業務を行う事業場の所在地
3. 本都道府県内に所在保管する肥料の所在地

(ロ) 肥料販売業務届出届出事変更届出書

届出特告知事 期 年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

つきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

1. 変更した年月日
2. 変更した事項
3. 変更した理由

(ハ) 肥料販売業務届出届出書

届出特告知事 期 年 月 日

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

つきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第26条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

